二　第一条中消費税法施行令第二十七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「この項から第七項まで」を「第八項まで」に改める部分、同項第一号ロに係る部分（「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める部分を除く。）、同条第六項に係る部分及び同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に一項を加える部分を除く。）、同令第二十八条（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同令第七十七条の改正規定及び同令附則第十九条の二の改正規定　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　令和六年十月一日から前項第二号に定める日の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費税法施行令（次項において「新令」という。）第二十七条第六項の規定の適用については、同項中「法人課税信託等」とあるのは、「法人課税信託」とする。

3　この政令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における新令第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「法人課税信託等」とあるのは、「法人課税信託」とする。

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十六号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

2　法第三十条の六第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第五十二条第四項中「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十七号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及びたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2　法第二十二条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第十七条第五項中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（たばこ特別税に関する政令の一部改正）

2　たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項、第二項若しくは第四項」に、「同法第二十三条」を「同条第三項後段若しくは同法第二十三条第一項」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

揮発油税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十八号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部の施行に伴い、及び揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　法第十三条第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

第十七条第五項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「特例輸入者」を「特例申告者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（地方揮発油税法施行令の一部改正）

2　地方揮発油税法施行令（昭和三十年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項、第二項若しくは第四項」に、「同法」を「同条第三項後段若しくは同法」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄